

2008年度比較法研究所共同研究進捗状況報告

研究課題：労働者の個人情報保護に関する比較的研究

研究組織：石田信平（研究代表：法学部講師）

宮下 紘（法学部講師）

平成 17 年 4 月から個人情報保護法が全面施行され、労働者の個人情報についても、同法の規定を遵守する形での取扱いが求められることとなった。しかし、個人情報保護法は、もともと顧客の個人情報の保護を念頭において制定されたものであるために、労働者の個人情報保護については、法解釈の部分において、なお不透明な部分が残されている。

そこで、本共同研究では、労働者の個人情報保護のあり方について、憲法学と労働法学との双方の観点から検討を加えることとした。労働法の視点から個人情報保護法を分析した研究成果はいくつか公表されているものの、本格的な考察を加える論考は数少なく、そのため、個人情報保護法について、労働法と憲法の観点から比較法的に検証を行う意義が少なくないからである。

石田所員は、労働法学の見地から、イギリスの個人情報保護法制を素材として、労働者からの人事考課結果の開示要求や企業再編時における労働者の個人情報の取扱い等に関する問題解決を志向した検討を進めている。

宮下所員は、憲法学の観点から、プライバシー権の法的位置づけの考察を背景に掲げつつ、個人情報保護法の現況と展望について検討を進めている。今年度、宮下所員は、「個人情報保護法の現況と展望⑧～⑫完」時の法令 1808 号～1816 号（2008）、「諸外国等における個人情報保護の動向」法律のひろば 61 号（2008 年 9 月）において、第三者機関の意義、地方公共団体の取組、諸外国の法施行の状況等について論文を公表した。また、宮下所員は、国際会議における報告として、「日本における個人情報保護の調整原理」を OECD プライバシー執行機関

及びプライバシー専門家会合 (27 May, 2008・OECD 代表部・フランス・パリ) において、「日本のデータ保護法 (データ移転及び APEC パスファインダー・プロジェクトに関する日本の立場)」 Scanning Data Protection Horizons in the Asia-Pacific Region (Privacy Laws & Business) (14 October, 2008・フランス・ストラスブール) において、さらに、「日本におけるデジタル人間とプライバシー」を The 30th International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners (15-17 October, 2008・欧州評議会本会議・フランス・ストラスブール) において、それぞれ英語で報告するとともに Workshop on International Transfers of Personal Data (21 October, 2008・欧州委員会・ベルギー・ブリュッセル) において、「データ保護及び個人データの国際的な移転に関する地域ごとのアプローチ」のテーマについて司会進行役を行うなどした。引き続き、個人情報保護法の国際的な動向を注視するとともに、国内における法制度の運用のあり方について検討を行う。

本共同研究の進捗状況は以上のとおりである。それぞれの研究成果は、個別論文の形で、公表される予定である。